

食品安全委員会第668回会合議事録

1. 日時 平成29年10月3日（火） 14：00～14：35

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんごの検体の改定

（厚生労働省からの説明）

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・農薬 3品目

[1] アシノナピル [2] テトラニリプロール

[3] ランコトリオンナトリウム塩

（厚生労働省からの説明）

- ・動物用医薬品 1品目

モネパンテル

（厚生労働省からの説明）

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「トリフルメゾピリム」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「絹糸抽出期における高雌穂バイオマストウモロコシ MON87403系統（食品・飼料）」に係る食品健康影響評価について

(4) 平成29年度食品健康影響評価技術研究の追加公募における採択課題（案）について

(5) その他

4. 出席者

（委員）

佐藤委員長、山添委員、吉田委員、山本委員、石井委員、堀口委員、村田委員

（説明者）

厚生労働省 黒羽残留農薬等基準審査室長

(事務局)

川島事務局長、小平事務局次長、松原総務課長、吉田評価第一課長、
吉岡評価第二課長、箆島情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、
渡辺リスクコミュニケーション官

5. 配付資料

- 資料 1 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）
- 資料 2 - 1 食品健康影響評価について
- 資料 2 - 2 「アシノナピル」「テトラニリプロール」「ランコトリオンナトリウム塩」及び「モネパンテル」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について
- 資料 3 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<トリフルメゾピリム>
- 資料 3 - 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<絹糸抽出期における高雌穂バイオマストウモロコシMON87403系統（食品）>
- 資料 3 - 3 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<絹糸抽出期における高雌穂バイオマストウモロコシMON87403系統（飼料）>
- 資料 4 平成29年度食品健康影響評価技術研究の追加公募における採択課題（案）について

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第668回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省から黒羽残留農薬等基準審査室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第668回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○松原総務課長 本日の資料は7点ございます。

資料1が「食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）」、資料2-1が「食品健康影響評価について」、資料2-2が「『アシノナピル』『テトラニリプロール』『ランコトリオンナトリウム塩』

及び『モネパンテル』の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について」、資料3-1が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料3-2及び3-3が、いずれも同じ資料名で「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料4が「平成29年度食品健康影響評価技術研究の追加公募における採択課題（案）について」でございます。

不足の資料等はございますでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、平成29年1月10日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

（1）食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて」です。

資料1にありますとおり、厚生労働大臣から9月27日付で、食品衛生法第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準の「西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんご」の検体の改定について照会がありました。

それでは、厚生労働省の黒羽残留農薬等基準審査室長から説明をお願いいたします。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 厚生労働省食品基準審査課残留農薬等基準審査室長の黒羽でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料1に従いまして、御説明させていただきます。

資料1をめぐっていただきまして、裏のページのまず経緯のところを御覧ください。

農薬等の試験におきまして、「西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんご」の分析部位につきましては、告示である食品、添加物等の規格基準第1食品Aの部食品一般の成分規格の5(2)、6(2)及び7(2)の検体の表中におきまして「花おち、しん及び花梗(かこう)の基部を除去したもの」とされてございます。

この資料の3ページ目を御覧ください。こちらの図になっているところ、これはりんごを示していますが、そこの左の方は全体を示していきまして、国際基準におきましては、りんご等につきましては、こういう全体のところを検体としてはかかっておりますが、現行の検体はその上部と中心部の種の部分と下部を除きまして、可食部にしたものとなっております。

このように、現行の検査部位は可食部分をはかるために食べない部分を除いている訳ですが、国際基準や諸外国におきましては、検査効率の観点等から、花梗を除去したもの、花梗というのはへたの部分にある棒の部分ですが、それを除去したものを分析部位としておりまして、現在の日本の分析部位とは一致していないところでございます。

今回、国際的な整合性を推進する観点から、当該分析部位を国際基準に合わせて改定することを検討しました結果、現在設定されております残留基準値の変更は必要ないと考えられたことから、国際基準に整合した分析部位に改定することといたしました。

なお、今回の照会につきましては、食品、添加物等の規格基準における「西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんご」の残留基準値の改定をすることに対するものではなく、あくまでも管理手法の適正化のための分析部位の改定をするものでございます。

改定につきましては、現在の「花おち、しん及び花梗の基部を除去したもの」から「花梗を除去したもの」に変更するという内容でございます。

今回の方針でございますが、食品安全委員会からの御判断をいただけましたら、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会の審議を経まして、分析部位の告示の改定に係る所用の手続を進めていく予定です。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見あるいは御質問がございましたら、お願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 こういうのを知らなかったのですけれども、整合性もあって、この方がいいのではないかと思います。この場合には仁果類ということで「西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんご」でしたけれども、他のものでこういうことは、今後、考えていらっしゃるのでしょうか。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 検査部位につきまして、国際的な検査部位と違う部位が他にもございまして、例えば、ももとかメロン、キウイとか、そういうものがございまして、今後、順次、どのような改定ができるかを検討してまいりたいと思っております。

○佐藤委員長 よろしいですか。

他にどなたか御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ただ今厚生労働省から説明いただいた照会案件については、残留基準の変更を伴わない「西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんご」の検体の分析部位の改正であることから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると考えられますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」であります。

資料2-1にありますとおり、厚生労働大臣から9月27日付で、農薬3品目、動物用医薬品1品目について、食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、引き続き、厚生労働省の黒羽残留農薬等基準審査室長から説明をお願いいたします。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 資料2-2に基づきまして、御説明させていただきます。

めくっていただきまして、1剤目、農薬「アシノナピル」でございます。

本件につきましては、農薬取締法に基づく農薬登録申請に伴う基準設定の要請及び魚介類への基準設定要請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤です。

日本においては、まだ農薬登録がされておらず、今回、みかん、りんご、茶等に対する新規申請がなされてございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRでの毒性評価はなされておらず、諸外国においても基準値はございません。

食品安全委員会での御評価等ですが、今回が初回となっております。

おめくりいただきまして、次の2剤目、農薬「テトラニリプロール」でございます。

本件につきましては、農薬取締法に基づく農薬登録申請に伴う基準値の設定要請及び魚介類への基準値設定要請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤です。

日本におきましては、まだ農薬登録はなされておられません。今回、米、大豆、トマト等に対する新規申請がなされてございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRにおいて毒性評価がなされておらず、諸外国においても基準値はございません。

食品安全委員会での評価等でございますが、今回が初回となっております。

おめくりいただきまして、3剤目「ランコトリオンナトリウム塩」でございます。

本件につきましては、農薬取締法に基づく農薬登録申請に伴う基準値設定要請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は除草剤でございます。

日本におきましては、農薬登録がなされておられません。今回、米に対する新規申請がなされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRでの毒性評価はなされておらず、諸外国においても基準値はございません。

食品安全委員会での評価等でございますが、今回、初回となっております。

おめくりいただきまして、4剤目、動物用医薬品「モネパンテル」でございます。

本件につきましては、インポートトレランスによる基準値の設定要請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は寄生虫駆除剤でございます。

日本におきましては、動物用医薬品として承認されてございません。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRでADIが0.02 mg/kg 体重/dayとされており、羊に国際基準が設定されてございます。諸外国においては、EUにおける牛、羊、山羊を初めといたしまして、ここに記載されてありますような畜産物に基準値が設定されてございます。今回、EUを参照といたしました牛に対するインポートトレランス申請がなされてございます。

食品安全委員会での評価等でございますが、平成22年9月に御評価をいただいております。ADIsは0.001 mg/kg 体重/dayと評価されてございます。

続きまして、別紙2を御覧ください。食品安全委員会に評価依頼を2回以降お願いしておりますモネパンテルにつきましては、追加データを出させていただいたものを列記してご

ざいます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○佐藤委員長 ありがとうございます

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

ただ今厚生労働省から御説明いただいたのですけれども、最後の動物用医薬品「モネパンテル」については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

また、今回の諮問に当たり試験成績等が追加提出されておりますので、同委員会決定1の(2)の規定により、担当の吉田委員から、先ほどの厚生労働省からの御説明及び今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて、説明をお願いできますでしょうか。

○吉田委員 分かりました。

動物用医薬品「モネパンテル」につきましては、牛における経口投与による薬物代謝試験等の成績が追加提出されているため、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかと認められます。

以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の御説明によれば、動物用医薬品「モネパンテル」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかと認められるということですので、動物用医薬品専門調査会において審議するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

また、農薬3品目については、農薬専門調査会において審議することといたします。

黒羽室長、どうもありがとうございました。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

農薬1品目、遺伝子組換え食品等2品目に関する食品健康影響評価についてであります。

まず、農薬1品目に関する食品健康影響評価についてですが、本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○吉田評価第一課長 それでは、資料3-1に基づきまして、御説明をいたします。農薬「トリフルメゾピリム」に関する国民からの意見・情報の募集の結果についての御報告でございます。

まず、3ページをお願いいたします。今回は初版の評価書案ということになりますけれども、本年8月22日の本委員会におきまして、それまでの農薬専門調査会で行ってきた審議結果について御報告をさせていただき、御了解をいただいた上で、翌日から9月21日まで、国民からの意見・情報の募集を行ったというものでございます。

本剤の概要でございますが、6ページから7ページにかけまして、構造式などが記載されておりますけれども、メソイオン系の殺虫剤ということでございます。

食品健康影響評価についてのおさらいでございますが、少しめくっていただきまして、58ページからになります。58ページの最後から59ページにかけまして記載がされておりますとおり、農作物等中の暴露評価対象物質としましては、親化合物のみと設定されております。

ADIにつきましては、ラットの2年間慢性毒性／発がん性併合試験をもとに0.032 mg/kg 体重／日と設定され、急性参照用量（ARfD）に関しましては、ラットの急性神経毒性試験及び発生毒性試験をもとに1 mg/kg 体重と設定されております。

このような審議結果に関しまして、国民からの意見・情報の募集を行った結果が、最後のページに添付されております。参考と書いてございます。

結果としまして、期間中に1件、御意見をいただいております。意見としましては、よく整理された報告書です。報告された内容でよろしいと思いますという意見が寄せられたところでございます。

したがって、本剤に関しましては、評価書案の内容を変更することなく、リスク管理機関にお返ししたいと思っておりますのでございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちトリフルメゾピリムのADIを0.032 mg/kg 体重／日、急性参照用量（ARfD）を1 mg/kg 体重と設

定するというところでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、遺伝子組換え食品等2品目のうち、「絹糸抽出期における高雌穂バイオマストウモロコシMON87403系統(食品)」に関する食品健康影響評価についてであります。

本件は、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、資料3-2をお願いいたします。

3ページをお開きいただけますでしょうか。審議の経緯が最初にごございますけれども、こちらにごございますように、本件につきましては、8月22日の委員会で専門調査会の審議結果につきまして御報告いたしまして、その翌日から9月21日まで、意見・情報の募集を行った案件でございます。

1枚おめくりいただきまして、5ページに概要がございますけれども、本系統につきましては、シロイヌナズナに由来するATHB17遺伝子を導入して作出されているものでございまして、結果としまして、N末端のアミノ酸が欠失したATHB17Δ113タンパク質が発現することによって、絹糸抽出期の雌穂バイオマスが増大するとされているものでございます。

評価につきましては、20ページに記載のとおり、「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないという御判断になっているものでございます。

御意見・情報の募集結果につきましては、最終ページにごございますけれども、期間中に御意見はございませんでした。

したがって、本件につきましては、よろしければ専門調査会の結論をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断したということによろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、もう一件の「絹糸抽出期における高雌穂バイオマストウモロコシMON87403系統（飼料）」に関する食品健康影響評価についてであります。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

まず、担当の山添委員から説明をお願いいたします。

○山添委員 資料3-3の2ページの要約を御覧ください。先ほど審議いたしました「絹糸抽出期における高雌穂バイオマストウモロコシMON87403系統」の飼料としての安全性の評価になりますので、本系統の概要は食品と同じであります。

食品としての安全性については、先ほど審議を行ったとおり、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しております。

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について、安全上の問題はないと判断しております。

追加等については、事務局からよろしく申し上げます。

○池田評価情報分析官 今の資料3-3の要約の次のページが概要、評価になっておりますので、こちらを御覧ください。

概要については、先ほど御説明のとおりでございます。

Ⅱ. の評価でございますけれども、1. にございますように、挿入されました遺伝子または当該遺伝子によって産生されるタンパク質が畜産物に移行するという報告は、これまででないということでございます。

2. でございますけれども、今、御説明がございましたように、食品としての評価では、ヒトの健康を損なうおそれがないという御判断になっております。これらを考慮したところ、この植物に新たな有害物質が生成されることはないということで、畜産物中に新たな有害物質が移行するとは考えられないということ。また、遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性、あるいは家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が生成される可能性は考えられないという評価でございます。

以上を踏まえました結論につきましては、先ほど御説明のとおりでございます。

本件につきましては、既に食品としてのパブリックコメントを行っているものでございますので、これまでの取り扱いと同様に、パブリックコメントは行わず、専門調査会の結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんね。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続は行わず、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断したということによろしくございますか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

（４）平成29年度食品健康影響評価技術研究の追加公募における採択課題（案）について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「平成29年度食品健康影響評価技術研究の追加公募における採択課題（案）について」です。

まず、担当の山本委員から説明をお願いいたします。

○山本委員 9月15日に研究・調査企画会議事前・中間評価部会を開催しました。本年8月10日から8月30日まで、追加公募を行いました平成29年度食品健康影響評価技術研究について審議を行い、資料4のとおり採択課題案を取りまとめました。

詳細については、事務局から説明をお願いいたします。

○吉田評価第一課長 それでは、お手元の資料4に基づきまして、御説明をしたいと思います。

その前に、今回の追加公募の背景につきまして、簡単に口頭で御説明いたします。

平成29年度の研究事業につきましては、本年3月に5課題が新規採択課題として既に決定されており、研究も既に実施されているところでございます。一方で、厚生労働省におきまして、器具・容器包装に用いられる合成樹脂のポジティブリスト制度導入が検討されているということから、これに対応したリスク評価方法の速やかな整備が急務となっている状況でございます。

このような現状を踏まえまして、先ほどございましたけれども、本年8月10日から8月30日まで、食品用器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価における溶出試験法に関する研究といった課題を公募課題として追加公募を行ったところでございます。

その結果、1件の応募がございまして、資料4にございまして、9月15日の研究・調査企画会議事前・中間評価部会における審査を経まして、本資料の別添の横表にお示した課題を採択課題案として評価結果を取りまとめているものでございます。

この横表でございますけれども、まずは左の方から、受付番号37で、主任研究者は六鹿先生でございます。

真ん中、研究概要とございます。本研究につきましては、アメリカあるいはEUでも、合成樹脂からの食品への溶出量に応じて器具・容器包装のリスク評価を行っているということから、欧米のリスク評価のための溶出試験法などを参考としまして、合成樹脂製器具・容器包装のリスク評価のための溶出試験法の案を作成することを目的とした研究でございまして、研究期間は、左の方にありますけれども、29年度から31年度の3年間で予定しております。

評点は16.1点でございまして、評価所見としましては、リスク評価に必要なばく露推定に用いるデータを得ることを目的として、食品用器具・容器包装に用いられる合成樹脂の溶出試験法を開発する研究であり、重要性は高いといった評価をいただいているところでございます。

個別コメントが幾つかございますが、そのうち3つ目のボツでございまして、日本、米国、欧州で使用されている物質あるいは基準値の全体像を十分把握した上で、溶出試験の対象物質を選定するよう研究計画を見直すべきといったコメントもいただいているところでございます。

本課題につきまして、この案のとおりお認めいただけましたら、主任研究者に結果を通知いたしまして、ただ今御説明いたしました評価所見などを踏まえた研究計画の変更の検討も求めるとともに、本年度の委託研究の締結に向けた手続を進めてまいりたいと考えているものでございます。

御説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、質問等がございましたら、お願いいたします。特にございませぬか。

それでは、平成29年度の食品健康影響評価技術研究の追加公募における採択課題については、案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

(5) その他

○佐藤委員長 次に、本日は、その他としてなのですが、食品安全委員会専門委員の改選についての報告があると聞いております。

事務局から説明をお願いいたします。

○松原総務課長 委員の皆様方におかれましては、平成29年10月1日付けの食品安全委員会専門委員の名簿を配付いたしたところでございます。今般の改選でございますけれども、一部の専門委員の方々におかれまして、9月30日をもって任期満了を迎えられたことに伴う改選でございます。10月1日付けで内閣総理大臣から任命がございまして、同日付で委員長により、各専門調査会等に属する専門委員の指名が行われたところでございます。

今般の改選により、専門委員の総数は241名、女性が占める割合は約34.9%となったところでございます。

報告は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容について、御質問等ございますでしょうか。特にございませんね。

今般、改選が行われた訳でございますけれども、退任された専門委員の皆様には、それぞれの業務をお持ちの中で御協力いただき、大変お世話になったと考えてございます。また、新任の皆様には、今後、各専門調査会において御尽力いただきたいと願っております。

企画等専門調査会の専門委員におかれましては、委員会の運営計画、自ら評価案件の選定、リスクコミュニケーション等、委員会にかかわる幅広い議題について、調査審議を行っていただいております。そして、リスク評価にかかわる専門調査会や、あるいはワーキンググループの専門委員におかれましては、調査審議に当たって、データの解析、関係論文の精査、評価資料の執筆など、またこれも膨大な作業を実施していただいております。

このような専門委員の方々の御活躍があって食品安全委員会があるものと考えておりますし、また、そのような御活躍は、広く国民の皆様にも知らしめて、高く評価されるべきものと考えております。今期の専門委員の先生方の御活躍を願っております。

他に議事はありませんか。

○松原総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、定例日は来週10月10日火曜日14時となっておりますが、議題となる事項がないようですので、お休みとさせていただきます、再来週10月17日火曜日14時から開催を予定したいと思います。

また、来週11日水曜日10時から「プリオン専門調査会」が公開で、同日14時から「動物用医薬品専門調査会」が公開で、15時から是非公開で、12日木曜日14時から「農薬専門調査会幹事会」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第668回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。